

2020年度 GJ 認定制度 審査の特例と基準改定について

GJ 認定制度の受審をご希望・ご検討中の事業者の皆様へ

日本生産技能労務協会 審査認定事業部は、今年度もGJ認定制度の指定審査機関として指定されました。
【2020年度指定審査機関 第202002号 一般社団法人 日本生産技能労務協会】

2020年度については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、申請事業者関係者、発注者関係者ならびに審査員等の安全確保の観点から、**審査は実施しないこと**になりました。
つきましては、特例と基準改定について、以下の通りご案内申し上げます。

1. 2020年度 新規に申請をご希望・ご検討中の事業者様

申し訳ありませんが、来年度(2021年度)に申請をお願いいたします。

2. 既にGJ認定を受けており、2020年度に更新申請をご希望・ご検討中の事業者様

対象の事業者様については、下記の手続きにより、GJ認定の有効期間を1年延長して2022年3月31日まで延長することができます。

ただし、認定期間を1年延長後、2021年度に受審して合格した場合には、その有効期間は2024年3月31日までの2年間となります。

■GJ認定の有効期間の延長の手続き

- (1) 申請書様式のうち、様式1(審査申請書)、様式5(宣誓書)を、当指定審査機関宛にご提出ください。申請書は、ホームページの「各資料ダウンロード」からもダウンロードいただけます。
※申請書の提出期限:2021年1月末
- (2) 事業実施状況報告書(2020年度第2版)を当指定審査機関宛にご提出ください。
※提出期限:2021年3月15日必着
(時間外労働の上限規制の対象期間が直近1年間(3月～翌2月)となりますので、3月の日付にてお願いします。)
- (3) 認定の有効期間の延長の可否については、2020年3月中旬～下旬に実施される認証委員会において決定されます。

■ご注意頂きたい事項

- (1) 事業実施状況報告書において、2年連続して「できていない」旨の報告があった事業者については、認定の有効期間の延長は認められません。
- (2) 指定審査機関が、定める期限までに事業実施状況報告書の提出がない場合も、延長は認められません。
- (3) 上記(1)、(2)項は現行規定と同様の取り扱いです。

3. 2020 年度 GJ 認定制度の審査基準改定について

■改定: 審査基準98 (審査カテゴリ: 労働者保護)

【改定前】月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないか。

【改定後】対象期間において法令の上限規制を超える法定時間外労働及び休日労働を行った労働者がいないか。

対象期間:直近1年間(3月～翌2月)

労働者 :管理監督者を除く、受審企業における自社で雇用するすべての労働者。
自社で働いていても、他社に雇用されている労働者は含まない。

上限規制:2019年4月施行の労働基準法で規定された時間外労働の上限規制時間。

【参考】 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説(2019年8月厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

詳しくは、ホームページをご覧ください。直接下記担当者へお問い合わせください。

<https://www.yuryoukeoi.info/entrepreneurs.html#2020tokurei>

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 審査認定事業部 担当：鈴木、原田
TEL: (03) 6721-5995